

私たちの広場

【特集】**NIE**

【連載】イギリスのシティズンシップ教育〈第5回〉

【連載】絵本リンカーン〈第5回〉



No.298

2008年1月31日発行

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台	3
特集 NIE	4
・ NIEとは	4
日本新聞教育文化財団NIE部長 吉澤 正一	
・ 小学校におけるNIEの取り組み	7
成城学園初等学校教諭 加藤 裕明	
・ 中学校におけるメディア・リテラシー	9
岡山県笠岡市立笠岡西中学校教諭 木山みどり	
・ NIEで地域力の再生を	11
NIE教育コンサルタント 渡邊 裕子	
海外トピックス イギリスの議会制度	13
イギリスのシティズンシップ教育〈第5回〉	14
「自由で公正な選挙の条件を考える」	
西武文理大学教授 新井 浅浩	
行列のできる講座の作り方〈第5回〉	16
「参加したいと思わせる広報宣伝方法」	
NPO法人男女共同参画おおた理事 牟田 静香	
施策紹介 裁判員制度	18
メイスイ列島フラッシュ	20
講師招聘助成事業、各地の活動	
絵本 リンカーン〈第5回〉「南北戦争（ゲティスバーグ演説）」	24
協会からのお知らせ	27

投票日に出かけていて帰ってくるとお母さんが台所で料理をしていたので、「選挙に行ったの」と聞いている場面でしょうか。とても具体的な物語を想像させてくれる独創的なポスターです。また、構図も男の子を後ろから見た視点で捉えており、臨場感を一層高めています。

（雑誌「選挙」平成19年12月号から転載）

村上 尚徳

（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

〈表紙の紹介〉

大和田 綾子さん
栃木県下都賀郡大平町立大平東小学校6年

平成19年度
明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞作品



保守の主義と進取の主義とは 常に相対峙して 其際に自から進歩を見る可し



福沢 諭吉

1834 年生、1901 年没

日本に議会制度を導入しようとする動きは一八六七（慶応三）年に始まっていますが、今日のような議院内閣制は、一八七九（明治十二）年に、福沢諭吉が、上にその一部を引用した『民情一新』において提唱したのが初めてでした。

この本の特徴は、その世界史的な視野にあります。福沢は一八七〇年代のヨーロッパで起こっていた帝政と社会主義の、流血も伴った衝突を念頭に置いて議論を展開しました。

そのような悲惨な衝突を避けて進歩を続けるために、日本は英国流の政権交代を伴う二大政党制を導入すべきであると、主張したのです。福沢の影響下にあった交詢社は、本書刊行の二年後に、議院内閣制を定めた憲法私案を公表しました。しかし、憲法である以上、議院内閣制は定められても、二大政党制を条文化することはできませんでした。

一八八九年にできた大日本帝国憲法は、議院内閣制を制度化しませんでした。首相は天皇が任命することになっており、藩閥政治家が多く選ばれました。

しかし、政党の総裁を任命することも、二つの政党の総裁を交互に任命することも、不可能ではありませんでした。そして、自由民権運動、大正デモクラシーなど政党や国民の長い間の努力によって、一九二四年から三二年にかけて、事実上の二大政党制が実現しました。

今日の日本国憲法では議院内閣制が定められていますが、当然のことながら二大政党制は条文化されていません。したがって、有権者が「保守の主義」だけを選び続けることは、議院内閣制とは矛盾しません。しかし、選挙制度が変わったこともあって、わが国でも二大政党制が現実のものとなるうとしてきています。



NIE

最近は新聞の購読者が減少しており、特に若者の新聞離れが進んでいます。日本新聞協会の調査（平成17年10月）によると、新聞を毎日読んでいるのは50歳代のおよそ80%に対し、20歳代はおよそ40%。

これは、選挙の投票参加と無縁の話ではありません。新聞への接触度が高い人ほど投票率は高く、逆にテレビへの接触度が高い人ほど投票率は低いという調査結果もあります（20歳代の若者を対象とした平成16年7月の東京都の意識調査）。新聞への接触度を高めることは、社会や政治への関心を高め、投票率を高めることに繋がると言ってもいいでしょう。

そこで、今回は、教育に新聞を活用しようというNIEを特集することにしました。言語力・読解力の向上に加えて、民主主義社会を構成する市民の育成をも目的としているNIE。選挙啓発活動のあり方にも色々な示唆を与えてくれるのではないのでしょうか。

NIEとは

日本新聞教育文化財団NIE部長

吉澤 正一



NIEの歴史

インターネット元年は平成七（一九九五）年といわれている。ほんの十数年で私たちを取り巻く情報環境は一変してしまい、ともすれば大人でさえ情報の渦の中に巻き込まれるおそれがある。

デンマークの文化人類学者アンヌ・キラさんは、生まれたときからデジタルメディアに囲まれている世代を「デジタル・ネーティブ」、大人になってから触れた世代を「デジタル・イミгранト（移民）」と呼び、両者の情報の接し方が異なることを指摘した。「デジタル・イミгранト」である今の大人たちは、本や新聞を読む生活を経てこのデジタル時代を迎えており、情報を見抜く力もそれに備えているといえる。一方で現代の子どもたちはどうだろうか。確かに子どもたちはデジタル機器へ適応するのは早いですが、情報へのみにしていいのだろうか。「読む」ことは人間の営みの基本であるから、「デジタル・ネーティブ」にも意識的に「読む」こと

●プロフィール

よしざわ しょういち

昭和60年日本新聞協会入社、編集部「新聞協会報」記者、NIE部副主管、広告部副主管などを経て、平成15年から日本新聞教育文化財団へ出向、学芸部次長、学芸部主任研究員、平成17年1月から現職。共著に『市民社会とメディア』（リベルタ出版）、『ジャーナリズムと権力』（世界思想社）がある。

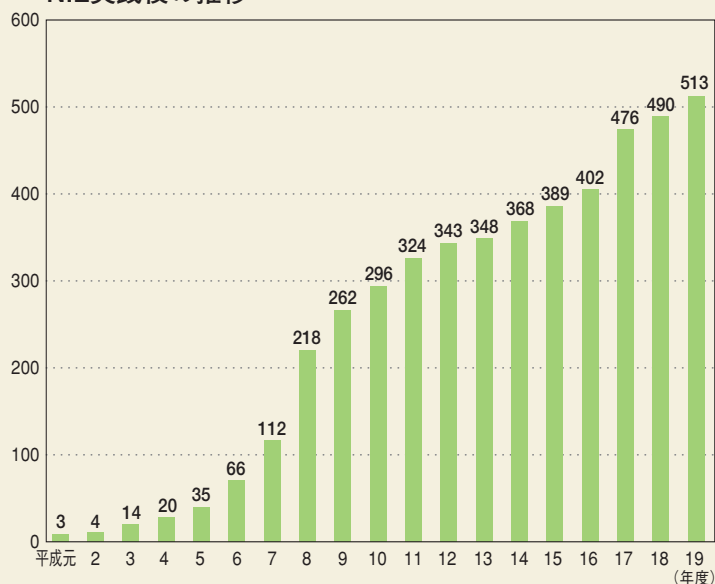
に取り組ませないといけない。

私たちが進めているNIE（Newspaper in Education = 「教育に新聞を」）は、現代の子



07年7月に岡山県で開かれた第12回NIE全国大会には全国から約850人が参加した 山陽新聞社提供

NIE実践校の推移



どもたちに「読む」そして「考える」習慣を身につけ、今後の情報化、グローバル化時代をたくましく生きていってほしい——そんな思いが込められている。

NIEは新聞界が組織的に新聞を活用してもらおうと進めているものであり、新聞そのものを読むことの重要性も訴えている。

日本のNIEの歴史は、約二〇年前にさかのぼる。昭和六〇（一九八五）年、日本の新聞社の代表が集まる新聞大会で提唱され、実際に学校へ新聞が提供され始めたのは平成元年五月のことだ。初めは東京の小学校一校、中学校二校でスタートした。その後NIEを実践する学校は平成九年に四七都道府県に及び、平成

一九年には全国で五〇〇校を突破した(上図)。日本新聞教育文化財団(新聞財団)が進めるNIEは、このように教材としての新聞を学校へ無料で提供する「新聞提供事業」のほか、新聞を授業で使う先生向けガイドブックの作成や研修会の開催、NIEに関する調査・研究を行う「研究・PR事業」という二本柱で成り立っている。

NIEの四要素

NIEの要素は、①新聞に親しむ、②新聞で学ぶ、③新聞を学ぶ、④新聞づくり——の四つに大きく分けられる。私はこの中で最も大切なのは「新聞に親しむ」ことだと考えている。最近では新聞を読まない若者が増えているので、押しつけてはかえって「新聞ざらい」にしてしまう。小・中学校では、「新聞に親しむ」ために、自分の興味・関心に応じて新聞を読んでいくことが行われている。

初めは、写真ばかり切り抜く子どもが、スポーツ記事を読むようになり、そのうち他の記事にも関心が広がっていく。新聞は社会の様々な出来事をまとめているので、子どもたちは自分の興味に応じ、しかも自分のペースで読むことができる。もちろん一人でできる子もいるが、学校の授業や家庭で先生や保護者が働きかけてあげることが大切だ。

残りの三つのうち「新聞で学ぶ」とは、文字どおり社会、国語、総合などの教科・領域

で副教材として新聞記事を活用することであり、環境問題、福祉問題などを授業で取り上げる場合、最新の情報を提供している新聞は格好の教材となる。

「新聞を学ぶ」というのは、新聞の役割・使命、新聞社の仕事、新聞ができるまでといった内容を学ぶことである。複数紙を読み比べて新聞によって事実の取り上げ方が異なり、論調が違うことなどをメディア・リテラシーの一環として学ぶこともある。また、新聞記者がゲストティーチャーとして取材体験を教室で話すこともNIEの実践校ではよく行われる。

「新聞づくり」は、子どもたちが自ら取材・執筆し、それを新聞の形式にまとめることによって、国語力だけでなく表現力など様々な力を育成することが可能だ。

NIEの効果

こうしたNIEの実践は、どのような成果を生んでいるだろうか。新聞財団が平成一七年に実施した「第四回NIE効果測定調査」によると、NIEの実践を通じて児童・生徒は校種を問わず新聞を読むようになることが明らかにされており、それまで新聞を読まなかった子どもたちにも読読習慣が芽生えてくる。

また、学校の先生方にNIEの実践を通して児童・生徒にどのような変化が見られたかをたずねると、約八割が「新聞を進んで読む

ようになった」と回答。このほか、「記事について友人や家族と話すようになった」「読む、書くことが増えた」「生き生きと学習する」「自分で調べる態度が身に付く」「新聞についての質問が増えた」といった項目で、六割以上の先生が児童・生徒の学習態度の変化を指摘している。

NIE実践後に、新聞で読んだことを誰と話すかを児童・生徒にたずねると、七〇八割が「家族」「友人」を挙げた。実践前と比較すると小学校では「家族」の割合が二三・六ポイント、中学校では一七・一ポイント、高校では一六・九ポイント増加しており、新聞記事をめぐって、他者とのコミュニケーションの機会が確実に増加し、なかでも「家族」との交流が深まっている様子がうかがえる。

OECD「生徒の学習到達度調査二〇〇〇年」を見ても、新聞読頻度と総合読解力には相関関係があるようだ。日本の場合、新聞を「週に数回」読むと回答した子どもの得点が五三・四点で最も高く、新聞読頻度の下がると得点も下がり、「まったく、ほとんどない」は四八・九点だった。

新聞読頻度が高いほど得点が高いという傾向は、日本だけでなく他国においても同様に見られた。

世界のNIE

NIEは一九三〇年代に米国で始まったと

いわれており、世界新聞協会(WAN)によると、現在世界六四カ国で行われているという。WANはNIEの目的を二つ挙げている。第一は「効果的な教育プログラムを通じて読み書き能力を向上させる」こと、第二が「新聞を読むことを奨励し民主主義社会を構成する市民を育成すること」である。

OECDの学力調査で読解力について好成績をおさめたフィンランドでは、子どもたちは新聞や本に触れる機会が多く、それが学習にもよい影響があり、最近ではメディア教育や読解力向上プロジェクトなどにもNIEが取り入れられていることが報告されている(NIEニュース」第四四号、平成一八年七月二〇日)。

WANは、NIEが社会にもたらす利益として、①新聞記者、教育関係者、学生そしてその保護者が相互に理解しあうことで、学校や地域社会に参加する市民の質を高める、②学生を関心が高い積極的な市民に養成できる、③教室を卒業した人にとって、新聞は社会の一員として自らを教育する材料となりえる——の三つを挙げている。

NIEは「社会の質にかかわる活動」

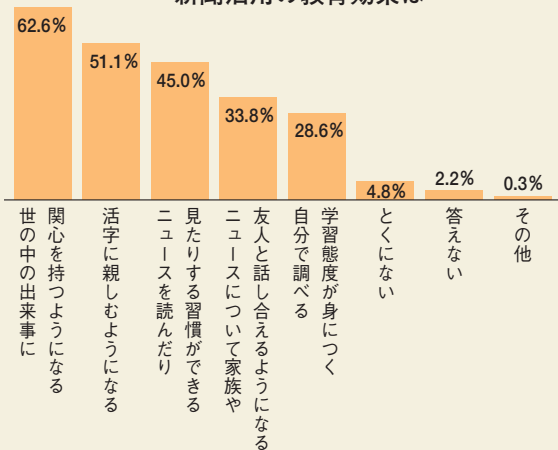
昨年実施された「全国学力・学習状況調査」では思考力・判断力・表現力等を問う問題に課題があることが明らかになり、国際比較で日本の子どもたちの学習意欲やねばり強く課

題に取り組む態度に課題があることも指摘されている。こうした子どもたちの現状に対する改善策の一つとして、新聞を授業で活用するNIEは着実に成果を挙げつつある。

情報化、グローバル化の進行は、好むと好まざると私たちの社会に変化を迫ることになるだろう。そして、その変化に対応しなければならぬのは今の子どもたちだ。将来、答えのない問題と向き合う子どもたちに必要なのは、「考える」習慣であり、その下地をつくる「読む」ことだ。文部科学省は、「NIEは読書活動の指導とともに、これからの社会の質にかかわる重要な教育活動」(田中孝一・主任視学官)と認識している。

次代を担う子どもたちを育てるために、NIEは大きな貢献ができると考えている。

新聞活用の教育効果は



*平成19年11月7日読売新聞(日刊)掲載の読売新聞世論調査(平成19年10月上旬実施)より。面接方式による成人男女1,812人から回答を得た(回答率60.4%)。編集部掲載。

小学校における NIEの取り組み

成城学園初等学校教諭

加藤 裕明



●プロフィール

かとう ひろあき

東京学芸大学（小学校課程社会科）を卒業。東京都の公立小学校教諭を経て、昭和59年から私立成城学園初等学校教諭。日本NIE研究会会員。日本私立小学校連合会東京地区社会科研究部主任や東北地区社会科部講師を務める。

小学生と新聞学習

小学校の授業で新聞を扱うことは、なにも最近に始まったことではない。私がNIEの活動を始めた十数年前にも、多くの先生から「授業で新聞を使うことは、随分昔から行われているよ!」と言われたものだ。実際、日本の新聞学習の歴史を紐解いてみると、そのルーツは明治時代にまで遡ることができる。しかし、現在のNIEは、『新聞が生きた学習材として授業に活用すること』を主眼に、教育界と新聞界が協力して行う運動』と定義づけており、従来の新聞学習とは、その実践方法に若干の違いがある。具体的には、従来の新聞活用が一つの新聞記事を授業の中で単発的に取り上げることが多かったのに対し、現在のNIEは、新聞をそっくり丸ごと子ども達に与え、子ども達がテーマに合わせて新聞を使って学習を進めることが多い。

まずは新聞に親しむこと

とは言っても、小学生にとって新聞の一般紙を読むのは、そう簡単なことではない。小学生新聞ならともかく、読めない漢字や難解な言葉が多い大人向けの新聞を読みこなせるわけがない。

実際、NIEを始める前の子ども達に新聞を読んだ経験を聞くと、ほとんどがラジオ・テレビ欄や四コマ漫画ぐらいを見る程度である。では、どうすればよいか。

まずは、子ども達に新聞を身近に感じさせることがポイントである。父母など大人が読むものだと決めつけている新聞を、自分にも読めるものだと思うさせることが重要である。そこで、そのような視点で、もう一度新聞を眺めてみよう。すると、いくつものネタが浮かび上がってくる。

まずは写真。難しい文章とは違って、写真は子ども達にとってもわかりやすいものである。

る。私はこれまでに、四年生に『季節を感じる写真をさがそう!』という実践を行ったことがある。読者の方々も、ぜひやってみてはいかがだろうか。おとながやっても、結構おもしろいものである。もし、身近に小学生がいるのであれば、一緒に取り組むのもお勧めである。毎日の新聞の中から、季節を感じる写真を見つけてスクラップする。

授業では、まずはじめに、私が見つけた何枚かの『季節を感じる写真』を紹介し、その写真のどんな所から季節を感じたのかを説明する。そして、それ以後、子ども達に毎日の新聞を見て『季節を感じる写真』を探させたのである。数日間ではなかなか見つからなかったが、数週間粘り強く探し続けると、かなりたくさん見つけることができた。

おもしろいのは、子ども達がそれぞれ違った新聞社の新聞を見ているので、互いの発表を聞くうちに、新聞にも様々な種類があることに気づくようになった。そして、新聞を見

比べる習慣も自然に身につくようになったのである。また、写真だけではなく、地域の季節の行事を紹介する記事や旅行広告なども見つけるようになった。すると、それまで敬遠しがちだった新聞が、ぐっと身近な存在に思えてくるから不思議だ。ここまでくれば第一段階は成功。子ども達は、興味を持てば積極的に新聞を見るようになる。

新聞活用のバリエーション

中学年の子ども達との実践を紹介しよう。かなり前のことだが、佐渡島のトキの名前が募集されたことがあった。それに応募するため、必要な情報を集めるのに新聞を使ったが、在京五紙の記事を読み比べ、どの新聞からどんな情報が得られたかを比較して一覧にまとめた。その結果、一番わかりやすかったのが子ども達にあまりなじみのない新聞だったので、子ども達は大いに驚き、新聞を読み比べることの大切さを学んだ。

またある時、地方紙のテレビ欄を子ども達に何も説明せずに見せたことがある。子ども達が、普段見慣れているものとは、局の数字や並び方が違うのである。はじめ、何気なく見ていた子ども達だが、そのうちに「何か違う」と気づき始めた。そして、番組の内容など細かい所を注意深く見るようになり、局の名前や数字が違うこと、番組内容も一部はよく知っているものだが、見たこともない番組があることなどにも気づき出した。そのうち

に、系列局があることを思いついたり、局の名前に地方名があることに気づいた子が東京の新聞ではなく、ほかの地域の新聞だと言い当てたのである。そして、その新聞を丸ごと子ども達に見せて、新聞には全国紙のほかに地域ごとに地方紙があることを説明した。

おもしろかったのは、その後クラスで地方紙集めがはやり、地方に旅行する家族に「お土産は何がいい？」と聞かれて「そこでしか買えない新聞!」とねだったという話も聞いた。

その後の長期休み明けには、各地を旅行した子ども達が様々な地方紙を持ち帰ってきて、特別に発表会を開くことになった。

授業の中での活用

授業の中で本格的に新聞を使うのは、やはり高学年になってからである。私の場合は、社会科が専門なので、社会科の授業を中心に新聞を使った実践を行っている。最近では、五年生の『環境』をテーマにした学習で新聞を利用した。地球温暖化がホッキョクグマに与える影響を取り上げた新聞記事を紹介し、そのあとで、世界に起こる様々な環境問題を新聞から探す活動を行った。数週間のうちに、子ども達は様々な記事や写真を見つけてきて、世界の様々な地域で多くの環境問題があることに気づいた。それを世界地図上に表し、改めて温暖化やその他の環境問題の深刻さを認識することができた。

授業は、その後新聞からは離れて進んだが、子ども達が学習課題をつかむ過程で、新聞は大いに役に立った。

新しい試み

東京の私立小学校の社会科を専門とする教諭で組織された研究会では、私が代表を務めていた平成一六年度から、毎年『親子新聞学習会』を行っている。横浜市にある日本新聞博物館を会場として、①日本新聞博物館の見学、②コンピュータを使った新聞製作実習、③新聞記者やカメラマンとの交流を実践している。

これまでに、三〇〇名以上の私学の児童とその保護者が参加し、とても好評だった。新聞記者やカメラマンと交流するプログラムは私立小学校独自のものだが、博物館の見学とコンピュータを使った新聞制作実習は、日本新聞博物館で一般の方でも随時受け付けているので、興味のある方は、ぜひ『日本新聞博物館』のホームページをご覧ください。制作実習では、日本新聞博物館の専門スタッフが、親切にわかりやすく、新聞についての様々なことを教えてくれる。小学生だけではなく、大人にとっても興味深い話が聞けると、参加した保護者も十分に楽しんでいた。

このほか、各新聞社は、記者派遣やNIE教室など様々な企画を行っている。今後、学校と新聞社が協力して、さらに充実したNIEの実践が広まるように思う。

中学校における メディア・リテラシー

岡山県笠岡市立笠岡西中学校教諭(国語科)

木山 みどり



●プロフィール きやま みどり

岡山県公立中学校教諭。国語科教師として、新聞を授業に取り入れてきた。平成17年度から勤務校がNIE実践校になったのを機に公立中学校でのNIE実践研究に取り組み、平成19年NIE全国大会で「無理なく、楽しくNIE」と題して実践発表。

NIEの実践の中で

現在、われわれの周囲には各メディアからの情報があふれている。昨年の一、各地のスーパーマーケットで納豆の売り切れが続出した。テレビのある番組で「納豆でやせる」と流したからだが、その後その番組のいわゆる「やらせ」が発覚した。あまりに視聴者をばかにした番組制作だったが、一つの番組が流す情報の影響力の大きさに驚いた。

これからの日本を背負っていく若者たちが、こうした誤った情報に踊らされることのないようにと願っている。そのためには、義務教育終了までに、それぞれのメディアの特性を理解し、情報を活用する力をつけておく必要があると考えている。中学校のほとんどの生徒が高校へ進学する現在であるが、中途退学する生徒や、中学校卒業で実社会へ船出する生徒もいる。少なくとも中学校を卒業する時点で新聞を読んで理解できるだけの学力

と、批判的にメディアに接しようとする姿勢を身につけさせたい。

こうした考えのもとに、本校は、平成一七年度からNIE実践校として教育活動に新聞を利用してきた。その中から三年生で実施したメディア・リテラシーの授業を紹介する。

記事の向こうに人がいる

本校は「現代の国語」(三省堂発行)を教科書として使用している。三年生の教材に「メディア・リテラシー」と題した評論がある。ジャーナリストである菅谷明子さんが、中学生に向けて書いた文章である。この文章における筆者の論旨は「ニュースが伝える『現実』とは何か。」であり、筆者は「メディアが送り出す情報は現実そのものではなく送り手が選び取ったものの見方の一つにすぎない」と語る。この文章を読んで、筆者の主張を理解し、さらに筆者の主張に対して、生徒がそれぞれ自分の考えをまとめることができ

るようにする授業を考えた。

まずこの文章を筆者の主張を理解しながら、読み解いていく。その後、次頁の学習計画に示すように、実際に新聞を手にして、「ニュースが伝える『現実』をとらえる授業を行った。

同じ日の全国紙・地方紙・経済紙を取り混ぜた四紙の新聞を読み比べる。同じニュースが新聞社によってどう扱われているか? そもそも同じニュースをどの新聞社も取り上げているのか? 筆者の言葉の「ニュースが伝える『現実』」が「送り手が選び取ったものの見方の一つにすぎない」ことを検証する。さらに「日本の新聞は横並び」といわれるが本当か? それとも「各紙それぞれにずいぶん異なる見方がされている」か? 実際に新聞を読み比べて、自分たちで調べてみよう、生徒たちに投げかけた。

まず、一時間かけて新聞を読み比べる。同じ日の新聞を並べてみるだけで様々な発見が

学習計画

メディアとの接し方について考えを深める(二時間)

第一時 新聞を読み比べる

学習活動

- ・グループで同日四紙の新聞、貼り出し用紙、コメント用紙を受け取る。
- ・二通りの方法があることの説明を受け、どちらかを選ぶ。
- ・同じニュースをどう扱っているか
- ・同じ位置(例一面トップ、社会面)にどんな記事を書いているか。
- ・検証の観点として
- ・見出しの言葉や大きさはどうか
- ・写真の使い方はどうか
- ・記事の内容に違いはあるか
- ・見出しの違いで受け止め方が変わるか
- ・紙面の位置で受け止め方が変わるかなどの示唆を受ける
- ・記事を切り抜き、比較できるように貼る。
- ・各自気づいたことをコメント用紙に書き出し、記事の周囲に貼る。
- ・グループ毎に発表する。

第二時 自分の意見をまとめる

学習活動

- ・新聞を読み比べて、気づいたことを基に、筆者の主張に対する各自の意見をまとめる。

ある。その中から記事を選んでさらに読み比べる。こういう新聞の読み方は、生徒にとって初めての経験だ。そもそも、全国紙・地方紙・経済紙と性格の異なる新聞があること自体が発見だった生徒もいたようである。新聞はどれも同じことが書かれていると思ってい

た生徒がほとんどで、大変興味を持って授業に臨んでいた。次の時間には、この検証結果を基に自分の意見をまとめる授業を行った。この読み比べの結果、新聞はどれも同じ

生徒の感想から

*僕はこの授業で新聞への見方が変わった。今まででは堅苦しく読みづらいイメージを持っていたが、新聞のおもしろさを知ることができた。各社によって見出しが違っていて、受ける印象も違うし、一面に持つてきているところもあれば、小さく載せているところもあった。実際に調べることができたので、いろいろな工夫が読者の気持ちを左右させるのだと肌で感じた。

*実際読み比べてみると、見出しも違うし、表現の仕方も違っていました。読み手の私たちはどの新聞を読むかで、かなり印象が違うと思いました。

*大切なのは私たちの判断だと思います。真実は一つではないのだから、読み手である私たちがそれを理解した上で新聞を読まなければならないと思います。これから情報の世界はどんどん広がっていきませんが、読んだこと、見たことをそのままとらえるのではなく、別の見方もあることを考えながら、自分に取り入れることを考えたいと思います。

*この新聞には書かれていて、別の新聞には書かれていないということもあった。「メディア・リテラシー」で書いてあったように、数あるコメントや内容から選び、記事にしていることがわかった。事実を伝えているのは一緒だが、コメントや内容を選んだり、見出しを変えることで、読み手が想像する内容が変わるということがわかった。

「現実」を伝えると思っていた生徒たちは、記事の書き方、見出しの付け方一つで、伝わってくる「現実」が違っているという事実を知った。上に示す生徒の感想がそれを物語っている。

記事の向こうには、その情報の送り手である人間がいる。客観的に書かれているように見える新聞記事も、書き手が人間である以上、必ずその人間の目を通して書かれるのである。情報の受け手であるわれわれは、そのことを踏まえた上で情報に接しなければならぬ。この授業を通じて、生徒たちは、無味乾燥に見える新聞記事の向こう側にいる人間の存在を感じることができた。あとは受け手である自分たちの主体性をいかに育てるかである。

押し寄せる情報の波の中で

昨今の日本の情報化社会としての進展はめまぐるしいものがある。教育現場でも、学生を取り巻く情報環境は大きく変化している。パソコンを利用できる環境が整い、携帯電話の普及率もあがってきた。圧倒的に大容量の情報が、中学生たちの周辺を駆けめぐるようになってきた。そんな中、先に述べたテレビ局のやらせ報道問題にも見られるような「情報の信憑性」に対する危惧が懸念される。

NIEの実践を通じて、私たちは、中学生が情報の波に飲み込まれることなく、メディア・リテラシーを育んでくれることを期待している。

NIEで 地域力の再生を

NIE教育コンサルタント

渡邊 裕子



●プロフィール
わたなべ ゆうこ

宮城テレビ放送アナウンサーを経て、仙台市公立中学校教諭を平成19年退職。学校では、長年にわたりNIE教育に力を入れ、平成18年4月に「NIEキャラバン隊」を結成。現在、NIE教育コンサルタント、NIE推進プロデュースセンター代表。

はじめに

「NIEで向こう三軒両隣」をキャッチフレーズに「地域NIE」の実践に踏み出したのは、中学校に在職中の平成一八年四月のことであった。一緒にNIEを勉強し実践を重ねてきた仲間と声をかけ「NIEキャラバン隊」を立ち上げた。地域の市民センターやお寺、神社などに出かけていくというもので、いわば「地域NIE」の巡回講座だ。

五年前に韓国のNIEを視察したことがきっかけである。学校にとどまらず図書館や家庭の中にNIE活動（いわゆるファミリーフオーカス）が広まっていることに刺激を受けて始めたこの取り組みは、まもなく三年目に入ろうとしている。

具体的なねらい

住民同士で街を守り、子供の教育にもかかわっていたかつての日本の「地域力」には、

すばらしいものがあつた。隣近所の大人たちがいつも子供たちを見守り、悪いことをすれば遠慮なく叱るという光景がそこにはあつた。また、近所に困りごとがあれば、みんな相談しあうという温かいつながりもあつた。

しかし今日のように、子供にまつわる痛ましい事件や事故のニュースが絶えない中、地域で子どもを守り育てるという機能は、もはや失われてしまったように思えて仕方ない。一方では、近所づきあいが希薄化していく中でコミュニケーションのきっかけすらつかめずにいる母親も珍しくないという現実がある。

そこで学校で実践してきたNIEをヒントに、「新聞を使って地域のコミュニケーションづくりができるだろうか」と考えたのである。新聞をツールに、世代を超えたコミュニケーションづくりをしていくもので、新聞記事をきっかけに、社会に関心を持つてもらい、よりよい地域社会を目指そうというもの。そのことが、いずれは地域力の再生の一助に

なると考えている。

講座内容

平成一九年一〇月二五日、仙台市若林区六郷市民センターでの講座の様子を紹介しよう。この講座は市民センター（公民館）の主催で行われ、当日は、市民センターの広報や地域で配布されたチラシ等の呼びかけに応じた地域の中学生一〇人と四〇代から八〇代の大人十二人が参加。テーマは「新聞から喜怒哀楽をみつけよう」。新聞を読んで喜怒哀楽を感じた記事の一つを選び、それを切り抜きワークシートに貼り、自分の感想をまとめて発表し合うというものだ。選ぶ記事は人それぞれでいい。読んで喜びを感じた、怒りを感じた、哀しみを感じた、楽しい気持ちになったなど新聞からその記事を探すのである。

ここでは、大人と子どものコミュニケーションづくりのきっかけとして「仙台弁」をキーワードにしてみた。「うれしい」は仙台弁

新聞から「喜・怒・哀・楽」を見つけた！

では、見つけた記事を貼ってください。

私はこの記事に、喜・怒・哀・楽の()を感じました。

その気持ちを仙台弁で（一言で）表すと()です。

では、なぜそう思ったのか、その気持ちをもっと詳しく書いてみましょう。

このワークシートをもとに、それぞれが発表。



ではどう言うのですか」「腹が立つことを仙台弁では？」……。子どもたちから出てくる質問に「それはね、『こしゃぐつ』っていうんだよ」などと喜々として説明している大人たち。仙台弁でひとしきり場は和み、いよいよ盛り上がりが出ていく。仙台弁が異世代間の懸け橋となり、教え教わる場面がそこに生まれるのである。

話題はいつしか新聞記事の内容に発展していく。「テロ対策特別措置法」「年金がもらえない」「ヤクルト契約 佐藤投手ががんばれ」

などなど、様々な記事が登場。作業を通してながらグループ内ではそれぞれが見つけた記事を見せ合うなど、ますます話が弾む。まさしく異世代間の交流の貴重な場面が次々と展開していく。同じ地域でありながらはじめて顔を会わせたという人たちが同士、休憩時間には、あちこちで今度はプライベートな話題で話が弾んでいる。勉強のこと、家族のこと、趣味のこと、話題は尽きない。実にほほえましい光景である。休憩時間の後は、いよいよ、参加者全員が一人ずつ前に出て「選んだ記事」と「感想」などを発表し合い意見交換。政治から環境問題まで幅広い内容で活発な意見交換がなされた。

終了後、「またね。学校の勉強頑張つてね」「いつまでもお元気でいてください」などお互いに言葉を交わし合い、握手して別れた。「地域のお年寄りの方たちと話せてとてもうれしかった」「普段中学生と話す機会はなかったにない。すごく幸せだった」「中学生の考え方がともしっかりしているのには驚いた」「このような講座はこれからも続けてほしい。また来たい」という感想が多く寄せられた。

これからの展望

「地域NIE」の活動は、思いのほか好調な出だしである。市民センターなどから、次から次へと申し込みが来ている。

今年は新たに、地域や社会の「リーダー」

を対象にした研修会からの要請があった。（財）明るい選挙推進協会主催の「北海道、東北ブロック、中堅指導者養成研修会」、東北六県から集まった住職を対象の「青少年教化指導者研修会」、仙台的各市民センター職員を対象の「職員研修会」など。「青少年教化指導者研修会」では、住職たちが寺子屋で「NIEを通して青少年に生き方を伝えたい」、また「市民センター職員研修会」では「自分たちでNIEの講座を開きたい」と目的は様々だ。いずれもワークショップを通しての勉強会だったが、「新聞でこのようなことができる」とは知らなかった。早速活用したい」となかなかの手応えだったと自負している。

地域でしかも世代を超えて学び合うという光景は、なかなか他に見られるものではない。「地域NIE」の良さはまさにそこにあると思っている。

学校現場で始まったNIEが学校から飛び出して、地域や他の職場で静かにじわじわと活動し始めている。喜ばしいことである。

時間はかかるかもしれないが、この「地域NIE」がさらに日本中に広がっていくことを期待してやまない。宮城からの発信として「NIEキャラバン隊」は、明日を担う地域の子供たち、それを支える親と地域住民のコミュニケーションづくりの仕掛け人として、これからもがんばっていききたい。

NIEで、心豊かな社会づくりに貢献できればこんなに嬉しいことはない。

イギリスの議会制度

——七〇〇年の歴史、選挙によらない貴族院

イギリス議会は、貴族院 (House of Lords 上院) と庶民院 (House of Commons 下院) の二院制を採っているが、貴族院議員の選出は、選挙によらない、任期がない、定数が定められていないなどの特色を有している。今回は、このイギリスの貴族院について紹介する。

貴族院制度

歴史 イギリスの議会制の歴史は古く、一二五四年には、ヘンリー三世 (在位一二一六―一二七二年) が御用金提供の相談のために全国各州から二名の騎士を召集し、その後この先例がしばしば踏襲されるようになった。一二六四年には州から独立した都市からも代表二名が召集された。一四世紀になると、騎士と市民とが庶民院を形成し、国王から直接召集令状を受けた貴族や僧侶は貴族院に属するようになる。当時、政府は戦争などで出費がかさみ、庶民院に新課税の承認を求めることが多かった。これに対して庶民院の代表が請願を提出し、これに基づいた立法が行われたことにより、庶民院は次第に立法権を獲得するようになる。その後、議会制民主主義の発展とともに公選制の庶民院に政治の実権が移り「貴族院」は名目的存在となっていく。しかし現在もそ

の審議水準の高さで尊敬を集め、庶民院に再考を促す議院としての存在価値は高いといわれている。また、英国の貴族院を世界で最高の演説が聞ける場所と評する者もいる。

議員

貴族院は今日でも全議員が何らかの形で爵位を持つ貴族 (世襲貴族、一代貴族、法服貴族、聖職貴族) から構成されている。かつては千人を超えるほどの議員がいたが、ブレア政権の一部世襲貴族から議席を奪うなどの改革により、現在は七五〇人程になっている。また、貴族院議員には歳費が支払われない。

権限

貴族院は庶民院の立法の審査を行っているが、一九一一年議会法および四九年議会法によりその権限は大幅に削減されており、現在は以下の権限を有するとされている。

- ・修正案提出権 (ただし予算関係法案 (税金の支出をとまなう法案) の修正権はない)
- ・法案を拒否し棚上げする権利 (可決しなかった法案の成立を連続二会期または一年先延ばしすることができる。ただし、予算関係法案は一カ月)

最高裁判所

貴族院には、十二名の「常任上訴貴族」＝法服貴族 (非世襲勅任) による最高裁判所が存在するという大きな特徴があるが、二〇〇九年にはこの機能は消失し、独立し

た最高裁判所が創出されることになっている。

貴族院改革

ブレア改革

二〇〇七年二月、イギリス政府は、「上院改革白書」*を発表した。これは、ブレア政権の、上院を「より民主的に、より代表性を強調」する改革の最後の仕上げと評価されるものである。改革の主な内容は、①上院議員の選出に一部直接選挙制を導入する、②現在終身制の任期を一五年とする、③議席数を五四〇に大幅削減する、④将来的に世襲貴族議員を全廃する、などとなっている。
*白書：日本の白書と違い、政府の具体的政策提案を総合的見地から発表するもの。

庶民院での改革決議

この白書を受けて、二〇〇七年三月、貴族院に選挙制導入を求める決議案が庶民院で可決され、数年のうちに全議員もしくは大半の議員が、選挙で選ばれた者によって構成される見通しが出てきた。可決された決議案は、①改革後の貴族院は全員が選挙によるものであるべきという意見、②改革後の貴族院は、八〇%が選挙で、二〇%が任命で構成されるべきという意見、の二つの選択肢とするものであった。また同時に、世襲貴族議員の廃止を求める決議案も可決されており、この決議案に基づき政府が貴族院改革法案を提出すれば、貴族のみで構成されていた貴族院は七〇〇年の歴史に幕を閉じる可能性がある。



自由で公正な 選挙の条件を考える

西武文理大学教授
新井 浅浩

●プロフィール あらい あさひろ

昭和35年生まれ。横浜国立大学教育学部卒、カリフォルニア大学教育学大学院修士課程卒。現在は西武文理大学サービス経営学部教授。専門は比較教育学、人格・情意教育論。

今回は、中等学校（わが国でいう中学・高校）のシティズンシップの授業で、選挙や投票について、どのように教えられているのかを紹介しましょう。

イギリスにおいても政治への無関心とその結果としての選挙の投票率の低下は深刻な問題と認識されています。なかでも若者の投票率の低さは、他の世代に比べて突出していることが指摘されています。このような事態はシティズンシップ教育が中等学校で必修化されたことの一つの要因となっているのです。

シティズンシップ教育では、選挙や投票に関する学習においても、その仕組みや事実関係を学ぶことよりも、探求すること、もしくは体験することを重視しています。

エヴァンズ社のわが国でいう中学二年から高校一年を対象とした教科書を見ると、「政党と選挙」という単元で選挙や投票について扱っています。

まずは、現在でも多くの国で、選挙で選ばれていない政府が権力をもっていることを学びます。そ



エヴァンズ社の教科書

して「軍事独裁」「全体主義国家」「絶対君主制」「神権政治」「無政府状態」という言葉について、それらの用語の意味をまずは自分で考えてシートに書いた後に、辞書で調べてから改めて自分の言葉を使って記入します。続いて、過去または現在において、それらの用語にあてはまる国家の例をそれぞれ記入します。そしてそれらの結果をクラスで話し合います。

次に「もし選挙が自由で公正でなかったら、どうなるか」について考えるシートに取り組みます。最初に、「自由で公正な選挙」が民主主義の根幹であることが確認されます。それが、人々が本当に望む人や政府を選ぶことを保障することであることを学び、もし自分の意見を表明し政府を選ぶ機会が与えられない状態になったら、自分はどうするかを考えさせます。生徒は、「そのような政府を打倒するためには、暴力を使った

り戦争を起こしたりする権利があると考えますか？」や「レジスタンス運動とテロリズムはどう違いますか？」という難しい問題の答えを考え、シートに記述します。そして議論をします。その際に普遍的なモラルを堅守することを念頭に置きつつも、これらは白黒をはっきりつけることが難しいものである点に注意します。

続いて、クラスで「自由で公正な選挙の条件」を考えるシートに取り組みます。多くの国が民主主義の国にするためにこれまで奮闘してきたし、今も多くはその途上にあることを確認します。イギリスでは、一九二八年以降、完全な民主主義になったと考える人も沢山いる一方で、イギリスの選挙制度はまだ十分な民主主義になっていないとは言えないという人もいます。ことが説明されます。そして、次に示す各項目が〈基本的なもの〉〈望ましいもの〉〈必ずしも必要ないもの〉のどれに当てはまるのかを考えて分類します。

「政党や候補が一つ（一人）以上あること」「政党や候補が四つ（四人）以上あること」「秘密選挙で

あること（人がどのように投票したかわからないこと）」「男女とも選挙権があること」「居住者のみに選挙権があること」「子どもに選挙権があること」「すべての市民に投票の義務があると法律で定められていること」「選挙が定期的（例えば四年に一度）に行われること」「候補者は選挙活動を公開で行え、自分の見解を自由に表明できなければならないこと」「候補者や政党は自分たちのマニフェストを公開し、もし選出されたら何をしたいかを皆に伝えること」「候補者はテレビのコマーシャルなど選挙のキャンペーンに好きなだけお金を使えること」「候補者や政党がキャンペーンに使える金額には厳格な制限があること」などです。

その後、政党と選挙について学習をします。まず、政党の意義や機能と選挙における政党の働きについて勉強します。続いて、保守党、労働党、自由民主党という大きな政党や、緑の党、自然法党など、少数政党あるいは単一問題の政党、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドという地域独

自の政党があることを知ります。これらの政党が、地方や国そして国際的な問題についてどのような政策を掲げているかについて、それぞれの生徒がウェブサイトで調べます。

次に、あるテーマについて、それぞれが事前に十分調べた後に、クラスで公開討論と模擬選挙を行います。その際、「民主的な討議のための基本原則」をポスターにして教室に掲示し、一同で確認します。

なお、この教科書では模擬選挙の進め方について、独立系の慈善信託団体である市民性教育研究所が公表している実践例を参考にしよう推奨しています。それを見てみると、まずは、クラスを四つのグループにわけて、それぞれが政党を結成します。そして自分たちの政党が、重視するべき政策課題を決めます。それに基づいて、グループ内でマニフェスト作成、演説の草稿・ポスターの作成、報道担当、立候補者の役割を決めます。クラス全体で、選挙のキャンペーンを実施します。そして投票をしますが、その際、選挙の方法

民主的な討議のための基本原則

〈正直〉

意見を持ち見解を表明できることは人間の基本的権利です。

〈寛容〉

討議とは対話です。他者の見解は聴かなければならないし、きちんと取り上げられなければならない。

〈異質なものの尊重〉

グループの誰もが等しく価値があり、けなされるべきではありません。

〈思いやり〉

発言する前に考えましょう！あなたの意見がひとを傷つけるような表現の仕方になっていないか確認しましょう。自分の意見に根拠を持つようにしましょう。

についても生徒たちで話し合っ決めていきます。例えば、比例代表制がよいか、それとも比較多数得票主義（他候補と比較して得票数の多い者を順次当選者とする）がよいか、また、選挙を監督するの

は誰がよいか、生徒は、記名せずに投票できるべきか、開票のときに誰がその場にいてよいか、投票の日に候補者や投票者が不在の場合はどうするべきか、などです。そして実際に投票し、集計を発表します。最後に選挙を実施して明らかになった問題点についてクラスで討議をします。

このように、ある見解について、その根拠を十分考えて、討論をし、そしてその結果、自分の見解にもとづいて投票行動に移すという体験をします。

もちろん、中等学校の一四歳から一六歳の段階で選挙や投票に関してこのような学習をしただけで、若者の投票行動が大きく変わると考えているわけではありません。これまでも紹介したように、自分の意見を考え、そして表明すること、自分やまわりの状況を変革するために何が必要かを考え実際に行動すること、民主的であるということがどういうことかを実際に体験することなど様々な形での学習が土台にあって、このような投票や選挙の学習が意味を持ってくるのです。

行列のできる

講座のつくり方

参加したいと思わせる

広報宣伝方法

NPO法人男女共同参画おおた理事

牟田 静香

人の集まる講座で企画力と同じくらい大切なことは、その企画の打ち出し方です。いくら良い企画を立てたとしても、その打ち出し方Ⅱ広報宣伝方法が悪いと多くの人の興味を引くことはできません。まずは考えつくあらゆる方法を使って市民に講座があることを知らせることが重要です。「エセナおおた」の講座では、広報紙に載せる、チラシをまく、ポスターを貼る、ホームページ（HP）に載せる、メールマガジンで宣伝する、地元のケーブルテレビに情報を載せる、新聞社に告知依頼を出す、地元情報が掲載されるHPに載せる、落選のハガキに次の講座の案内を入れる、これまで講座に申し込んだ方にダイレクトメールを出す……などを行っています。

広報紙を利用する

毎回のアンケートで講座を知った宣伝媒体を質問するのですが、五〇歳代以上の人は区

の広報紙を見て申し込まれる人が多く、二〇歳代Ⅱ三〇歳代の若い人は広報紙よりもチラシや「エセナおおた」のHPを見て申し込む人が多い。広報紙は区内の情報を多岐にわたって載せるため、講座募集のお知らせ文に文字制限があります。タイトルと日程、申し込み方法程度しか掲載できません。そういうときこそインパクトのある、広報紙を見た人に「参加したいなあ」と思わせるようなタイトルにしています。ポイントとしては、他の講座との差別化を図ることと、広報紙の特徴を捉えるということです。

広報紙は漢字ばかりの固いタイトルの講座がたくさん載っています。そういうときにひらがなやカタカナを交えて読みやすいタイトルに変えたりします。すべてが同じ字体で文字飾りもない広報紙で、いかに「エセナおおた」の記事を目立たせるかという工夫をしています。

むたしずか

〈プロフィール〉

東京都大田区の男女平等推進センター「エセナおおた」の活動を通し、不振だった同センターの主催講座に定員オーバー続出のヒット講座を連発するようになる。著書に『人が集まる！行列ができる！講座、イベントの作り方』（講談社＋α新書）。

チラシ、ポスターを利用する

広報紙の特徴を捉えるという点では、現在の大田区報は講座の場合、内容や講師の名前は載せないというのが方針ですが、タイトルとサブタイトルは多少長くても載せてくれます。そのため広報紙だけのためにサブタイトルを考えることもあります。

毎回の講座でチラシは一千枚Ⅱ二千枚印刷します。講座開始の一カ月半ぐらい前に区内施設に送ります。あまり早くにチラシで宣伝を行っても、先の予定が立てられない人もいますし、後から送付された別のチラシにまぎれてしまう可能性もあるので、この程度の時期がもっとも効果的のようです。公共施設には全国から毎日のように多種多様なチラシが送られてきます。その中で手にとってもらえるチラシはほんのわずかです。やみくもにどこにでも送るのではなく、講座のターゲットに応じてどこの施設に送るかを考えて送ります。例えば年配者向けの講座であれば児童館や保育園には送らずに、老人いこいの家に送ります。逆に子育て中の人向けの講座であれば老人いこいの家には送らずに児童館や保育園に送ります。図書館や特別出張所には老若男女が出入りするため、すべてのチラシを送るようになっています。

現役で働いている人は、広報紙を見たり図書館などでチラシを手にとったりする機会が少ないために、通勤圏にポスターを貼って広報をします。大田区では九〇〇余りの区設掲示



板が設置されています。ポスター掲示の許可がおりれば四〇〇カ所近くの掲示板にポスターを貼ってもらえます。団塊世代の男性向き講座を行ったときは、区設掲示板のポスター見て申し込んだという人がとても多く、効果的でした。

インターネットを利用する

チラシが完成するとすぐにHPに掲載します。詳細がわかるようにチラシはPDFファイルで載せています。HPはつねに更新しており、新しい情報が掲載されるように担当者ががんばっています。「エセナおおた」のHPはトップページにエセナおおたの情報だけではなく、他の施設やNPO主催の講座やイベント情報も載せているのが特徴です。「エセナおおた」のHPを開けば関東近辺で行う男女共同参画に関する講座やイベント情報をすぐに引き出すことができます。

前号で紹介した師匠の吉田清彦さんは、検索した場合にできるだけ上位にランキングされるように、HPの検索システムについて日夜研究しています。吉田さんからの話によると、フォントは明朝体よりもゴシック体のほうが上位にくるため、HPに載せる時だけチラシの明朝体の部分をゴシック体に変更しま

す。また公共性が高く、他のHPに数多くリンクが貼つてあるものほど上位にランキングされるようですので、できるだけたくさんHPと相互リンクを貼るようにしています。「エセナおおた」独自のHPだけではなく他のHPにも情報掲載依頼を出します。例えば「東京ボランティア・市民活動センター」の講座に掲載依頼を出すこともあります。このセンターHPは公共性も高く、たくさん市の民団やNPOがリンクを貼っているのので、ここに情報が掲載されればインターネットで検索したときに上位に載ります。HPに掲載された後は、メルマガを発行します。メルマガ担当者が工夫をしてカラフルで読みやすいものにしていきます。講座参加者にメルマガをすすめ、登録者を徐々に増やしています。

また講座に参加した方がブログやケータイメールなどを通じて「エセナおおた」の講座が良かった、おもしろかったと広めてくれるケースも多いのです。特に子育て中の女性同士のネットによるクチコミはすごい勢いで広まりますので、宣伝効果はぐーんと増すことになります。

マスコミに情報を流す

新聞社などのマスコミにも講座情報を送っています。一つの新聞社でも情報掲載する部署が違うこともあるため、都内版担当や生活情報担当など複数の部署に送ったりします。空振りに終わることが多いのですが、一度掲載されるとその記者と知り合いになれるの

で、その後は記者個人に情報を封書で送ります。チラシは、FAXで送ると情報が埋もれてしまう場合があるため、できるだけ封書で送るようにしています。タイムリーなものだと記事となる可能性が高いようです。新聞記者の人に教えてもらったのですが、土日は企業が休みのため日曜日と月曜日に載せる記事を探している場合が多いそうです。そういう時にタイムリーな情報を流せば取り上げられるかもしれません。土日に開催する父と子のそば打ち体験や男性の料理教室などは、毎年のようにどこかの新聞社が写真つきで取り上げてくれています。

申し込みの媒体で次のイベント情報を流す

往復ハガキで申し込みの場合、落選した人へのハガキは特に気を使います。落選はしたけれども、もらって嬉しい落選ハガキを作るようにしています。私が広報手段で時間をかけることは、タイトル選び、チラシ作り、落選ハガキです。特に落選のハガキには、多くの申し込みがあったので残念ながら外れてしまったことを丁寧に書いて、次の講座の案内を入れ、色鮮やかなデザインで、プリンターで一枚、一枚、カラー印刷をします。

講座の企画が良ければ、大勢の方に来てもらいたいという思いが宣伝方法や宣伝媒体にあらわれます。そうやって「エセナおおた」は地道な努力で定員オーバーの講座を作り上げていきます。

裁判員制度

平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、公布の日から5年以内（平成21年5月）までに裁判員制度が始まることになりました。

裁判員制度とは

「裁判員制度」とは、国民が、一定の重大な罪の刑事裁判に参加して、被告人が有罪か否か、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めるものです。

原則として、裁判官三人、裁判員六人という構成で裁判を行います。

裁判員制度導入の意義

「二一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的として、平成十一年七月、内閣に司法

制度改革審議会が設置されました。

司法制度改革審議会は、平成十三年六月、内閣に意見書を提出しましたが、その中で、司法制度改革の三本柱として、「国民の期待に応える司法制度の構築」「司法制度を支える法曹の在り方の改革」とともに、「国民的基盤の確立(国民の司法参加)」を掲げて、裁判員制度の導入を提言し、これを受けて、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成一六年五月、成立し公布されました。

裁判員制度導入の理由は、「行政改革や経済構造改革等の一連の諸改革によって、日本社会は、様々な規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する『事前規制・調整型社会』から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては後からチェック・救済する『事後チェック・救済型社会』へ変わりつつある。

このような社会の変化によって、司法の果たすべき役割がこれまで以上に大きくなる。司法がその求められている役割を十分に果たすためには、国民の幅広い理解と支持を得て、その国民的基盤を確立することが不可欠である。広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容により反映されるようになれば、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるとなる。」(司法制度改革審議会意見書の要約)というものです。

これに加えて、仕事や家庭を持つ国民が裁判に参加することから、参加しやすいようにするため、裁判が迅速化され、あるいは分かりやすい裁判が実現することが期待されています。さらに、刑事裁判への参加によって、国民が、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

諸外国の制度との比較

欧米等多くの国においては、陪審制度や参審制度という国民の司法参加制度が行われています。その具体的内容は国によって様々ですが、一般的には、陪審制度は、有罪か否かの判断に裁判官が加わらず、陪審員のみによってこれを行う制度であり、参審制度は、裁判官と参審員と一緒に有罪か否かおよび量刑の判断を行う制度です。選任方法は、例えば、アメリカの陪審制度は、選挙人名簿等から無作為抽出した候補者の中から資格を有しない人等を除外して陪審員を選任し、その任期は事件ごとであるのに対して、ドイツの参審制度は、市町村が選んだ候補者の中から裁判所の選任委員会が参審員を選任し、その任期は五年間です。

裁判員制度は、裁判官と裁判員と一緒に有罪か否かおよび量刑を判断するという点では参審制度と共通していますが、裁判員の選任方法は、事件ごとに選挙人名簿から無作為抽出で選任するなど陪審制度に近いものであ

り、諸外国の制度を参考にしつつも、わが国独自の制度となっています。

裁判員が参加する事件

裁判員制度の対象事件は、刑事事件のうち、①法定刑に死刑または無期懲役・禁錮が定められている罪（殺人罪等）、②法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（傷害致死罪等）に当たる一定の重大事件です。平成一八年においては、裁判員制度の対象事件は三一一一件ありました。

裁判員制度の対象事件をこのような一定の重大事件としたのは、これらの事件は、国民の関心が高く、社会的にも影響が大きいからです。ただし、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあるような事件は、これらに該当するものでも裁判官だけで裁判します。

裁判員の仕事の内容

裁判員の具体的な仕事は次の通りです。裁判員の仕事をするのに法律知識は不要です。

なお、大部分の事件は、三日以内に審理が終了すると見込まれています。

①公判に出席する

公判では、証拠として提出された書類や物を取り調べたり、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も質問することができます。

②評議、評決する

証拠に基づいて、被告人が有罪か否か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを議論し（評議）、決定します（評決）。なお、評

議・評決は非公開です。

③判決宣告

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

裁判員の選任資格および辞退事由

衆議院議員の選挙権を有する人（二〇歳以上の日本国民）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれます。ただし、欠格事由、就職禁止事由、不適格事由に該当する人は裁判員になれません。

裁判員になることを自由に辞退できませんが、国民に過度な負担を与えないために、一定の事由がある場合には辞退することが認められています。例えば、育児・介護や仕事の都合で、どうしても裁判員の仕事をするのができない場合には辞退が認められます。

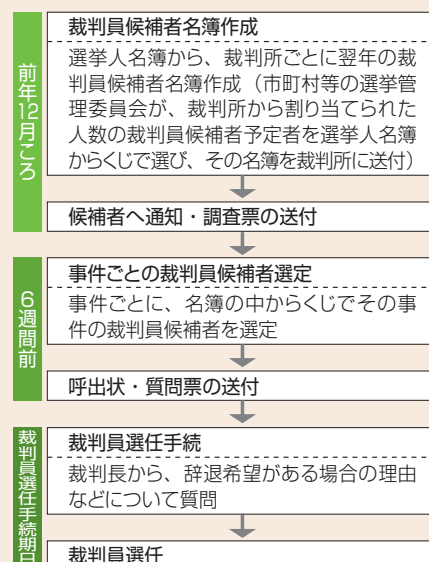
裁判員を選任する手続の流れ

①裁判員候補者名簿の作成

各地方裁判所は、毎年、翌年に必要な裁判員候補者の人数を決めて、それを管内の市町村および特別区ごとに割り当てます。市町村等の選挙管理委員会が、くじで選挙人名簿から割り当てられた人数の裁判員候補者予定者を選び、その名簿を地方裁判所へ送ります。

各地方裁判所は、十二月ころまでに、翌年一年間の裁判員候補者名簿を作成し、名簿に記載された人に対してその旨を通知します。その通知とともに、就職禁止事由に該当するか否か、客観的な辞退事由（七〇歳以上の人

裁判員選任手続の概要



等）に該当する人に一年を通じて辞退を希望するか等を尋ねる調査票も一緒に送ります。

②事件ごとの裁判員候補者を選定

事件ごとに、裁判員等選任手続期日の六週間前までに、裁判員候補者名簿から五〇～一〇〇人の裁判員候補者をくじで選び、呼出状を送ります。その際、辞退を希望するかどうかなどを尋ねる質問票も一緒に送ります。

質問票の記載によって辞退が認められ、裁判員等選任手続期日に裁判所へ行く必要がなくなる場合もあります。

③裁判員等選任手続期日

裁判員等選任手続期日には、裁判長から辞退を希望する理由等について改めて質問がなされ、辞退が認められた人や裁判員になることができない事由のある人を除いた裁判員候補者の中から裁判員をくじで選びます。なお、裁判員以外に、裁判員の数に不足が生じた場合に備えて補充裁判員も選ぶことがあります。

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関する取り組みをレポートします。



講師招聘助成事業

明るい選挙推進協会では、市区町村明るい選挙推進協議会の常時啓発活動を支援するため、今年度から「講師招聘助成事業」をスタートさせました。市区町村明推協等が開催する講演会・研修会の講師の謝金と旅費について、1団体当たり15万円を限度に助成するものです。各地でご利用いただいておりますので、その一部をご紹介します。講演内容については、参加者から高い評価を得たという報告を多くの団体からいただいております。また、その模様が地元紙や市広報誌などに取り上げられるなど、明推協のPRにもつながっています。なお、来年度は「市区町村明推協研修会等開催支援事業」としてより利用しやすいものに改善し、引き続き実施する予定です。

名称	主催者	期日	会場	参加者	講師	テーマ	備考
明るい選挙推進協議会会員研修会	北海道 帯広市	11月19日	市役所 会議室	帯広市明推協の 会員など32人	横浜市青葉区明 推協推進員の藤 本武巨さん	明るい選挙を推進して いくための活動のあり 方と課題	講演の他、レクリエーシ ョンとして室内での体操 が行われました。
地区選挙をきれいにする運動推進大会	栃木県 芳賀郡 6市町	10月3日	町民会 館	明推協委員、自 治会、公民館、 青年団、農協女 性部など150人	白鷗大学法学部 教授の市村充章 さん	選挙制度がもたらす政 治体制のかたち	講演の他、明るい選挙の 宣言、感謝状贈呈式、シ ョートムービー「主人公 は君だ！」の上映が行わ れました。
いんば地区政治学級	千葉県 印旛郡 11市町	11月15日	市文化セ ンター会 議室	印旛郡内の一般 有権者、明推協 委員など130人	落語家の林家う ん平さん	明るい一票 うれしい 未来	
明るい選挙推進協議会講演会	千葉県 銚子市	12月7日	イベント ホール	明推協委員、一 般市民90人	読売新聞世論調 査部長の玉井忠 幸さん	一票が変わる 日本の 政治	
明るい選挙推進委員セミナー	東京都 足立区	10月15日	区役所 庁舎の ホール	区明推協委員80 人	政治ジャーナリ スト（元時事通 信社政治部長） の泉宏さん	激動政局を読む＝参院 選と安倍退陣、新政権 誕生の舞台裏	

名称	主催者	期日	会場	参加者	講師	テーマ	備考
明るい選挙教養講座	東京都練馬区	10月29日	区民ホール	区民、明推協委員120人	朝日新聞政治エディター（政治部長）の西村陽一さん	日本の政治情勢と課題	講演の他、軽音楽グループのコンサートが行われました。
明るい選挙推進大会	山梨県甲府市	11月15日	総合市民会館	市明推協委員など300人	政治評論家（元NHK解説委員長）の中島勝さん	今後の政局と解散総選挙について	講演の他、明推協委員の永年表彰、明るい選挙啓発ポスター入賞者表彰、大会宣言が行われました。
交通安全・明るい選挙推進村民大会	長野県川上村	12月1日	村文化センター	各種団体の代表、一般村民140人	法政大学現代福祉学部学部長の岡崎昌之さん	住民主体の地域づくり	講演の他、明るい選挙啓発ポスターの表彰、大会宣言が行われました。
明るい選挙推進研修会	静岡県西部明推協	11月20日	学遊館	明推協委員、選管職員50人	落語家で東京都町田市議の三遊亭らん丈さん	主権だから、選挙に行く	講演の他、政治資金規正法に関する講習が行われました。
明るい選挙推進大会	岐阜市	10月23日	イベントホール	明推協委員、推進員200人	中日新聞論説主幹の志村清一さん	選挙は事件だ	講演の他、永年表彰、大会宣言が行われました。
白ばらの集い	三重県伊勢市	12月6日	市民活動センター	市明推協委員、協力員、選管委員、一般市民110人	武蔵野大学現代社会学部教授の荒木義修さん	三重県の高投票率・低投票率地域について	講演の他、ショートムービー「生きがい(仮)」の上映、明るい選挙啓発ポスター作品の展示が行われました。
委員研修会	滋賀県町選管連合会	10月10日	ホテル	町選管委員（明推協委員を兼ねる）など60人	大阪府明推協会長（奈良女子大学名誉教授）の間場寿一さん	明るい選挙推進啓発方法と有権者意識と行動の変化を検証する	
選挙啓発講演会	大阪府河内長野市	10月21日	市民交流センター	市民260人	落語家の笑福亭松枝さん	落語社会 日本社会～ザ・選挙～	
白ばら講演会	山口県宇部市	11月28日	市文化会館研修ホール	自治会長、明推協委員など90人	読売新聞編集委員の工藤正彦さん	選挙とまちづくり	
話し合い学級講演会（発達障がい児理解啓発講演会）	福岡市城南区家庭教育学級（話し合いグループ）	12月12日	地区公民館	話し合い学級生、障がい児家庭教育グループの会員40人	西南学院大学人間科学部教授の野口幸弘さん	発達障がいを正しく理解し、地域でともに育てよう	

各地の活動

若年層選挙教育シンポジウム

鳥取県

昨年の十一月二三日、鳥取県選挙管理委員会と県明るい選挙推進協議会による「若年層選挙教育シンポジウム」が開催され、教育、選挙関係者ら約六〇人が参加しました。若者に投票参加を促すための政治・選挙教育のあり方を考えるというもので、香川県明推協委員である堤英敬香川大学法学部准教授による「若者と政治・選挙」と題した講演、山口県明推協の平野充好会長（九州国際大学教授）による「山口県の青年法政大学」の事例紹介のあと、「政治・選挙教育のあり方」をテーマに、鳥取県明推協委員である永山正男鳥取大学副学長をコーディネーターに、鳥取県明推協の奥田省一会長、平野会長、堤准教授をパネラーとしたパネルディスカッションが行われました。

「候補者を知らない自分が投票しなくても関係ないなどの考えで投票しない若者が多い」「政治、選挙がどのように生活に関わっているのかを教育する必要がある」「コミュニティと関わることが重要」「投票に行こうと啓発するのではなく、なぜ投票に行くかを啓発すべき」「まず投票にいつてみることを経験し、習慣づけることが必要」等の指摘がなされ、また会場からは、「選挙権が一八歳からになれば、投票率はどうなると考えられるか」「被選挙権が下がればどうか」などの質疑が出され、三時間にわたる熱心なシンポジウムとなりました。

明るい選挙推進青年活動隊 CEPTのアトラクション

福井県

福井県では、平成一七年に、若者で組織する選挙啓発グループ「CEPT」が誕生し、県明推協・選挙と協力しながら、若者の



視点から企画立案したさまざまな活動に取り組んでいます。

昨年の十二月八日に開催された福井県の「明るい選挙推進県民のつどい」にもCEPTのメンバー七人が参加し、アトラクションとして、CEPTのメンバーが企画した寸劇による模擬投票「夫婦円満計画議員選挙」を披露しました。「これからの人生を夫婦円満に過ごすためにはどうすればよいか」というテーマで、候補者役の三人がそれぞれマニフェストを発表し、舞台の上で演説を行い、もともと共感できる候補者を観客の皆さんに投票で選んでもらおうというものです。三人の候補者は、亭主関白党の「名前よぶ子」候補、おしどり夫婦党の「きねん日和」

候補、かかあ天下党の「晩しゃくお」候補で、それぞれ「一番近くにいる人だからきちんと名前で呼び合おう」「夫婦の結婚記念日を休日にします」「晩酌で円満な夫婦生活を取り戻します」などと訴えました。それぞれの演説には、別のメンバー二人による夫婦役のコントが入るといふ遊びごろたつぷりなもので、好評を博しました。

大学での啓発

高知県

昨年十二月十三日、高知大学で高知県による「将来の有権者育成事業」が実施されました。高知県明推協の植田通子会長の働きかけにより、大学の正規授業「憲法を学ぶ」の一講義分をいただいでての啓発授業です。当日は、まず、担任の青木宏治教授から選挙に絡めた短い講義をしていただき、次に植田会長から投票参加の重要性を訴える話（なぜこの授業をさせてもらったのかなど）がなされ、その後、新テロ対策特別措置法のは非についての模擬投票、実際の選挙についての県選管からの話（投

票の方法、投票するためには住民票の異動が必要なことなど）が行われ、七六名の学生が聴講しました。

模擬投票は、新テロ特別措置法について簡単な説明を行った後、学生二名が立会人になり、開票も手伝ってもらいました。この模様はNHKと地元テレビ局のニュースで結構長く放送されました。

また、当日は、今後の参考にするため、学生に対し「若者が選挙に行かない理由」と「どうしたら選挙に行くようになるか」の二点についてアンケート調査を実施。後者については「今日のような授業を増やし、若者がもっと政治に関心を持つようにする」という意見が複数ありました。さらに、植田会長が学生に明推協への参加を呼びかけたところ、学生二人が応じてくれました。

推進員基礎研修

横浜市都筑区

昨年十一月二四日、横浜市都筑区選挙管理委員会と同区明い選挙推進協議会は、区役所の会議室で、「インターネットから見る明

い選挙推進運動の世界」をテーマに区明い選挙推進員基礎研修会を開催しました。

参加者は、まず、都筑区明推協、明い選挙推進協会、総務省選挙部、国立国会図書館、法令サイト、海外の政治・選挙関連サイトなど、インターネットに公開されている明い選挙推進運動に関連する情報を閲覧しながら、明い選挙推進運動の体系を確認し、海外の選挙状況、各国の選挙権年齢など、日ごろの活動に生かせる情報の収集方法と活用方法を学びました。



次いで、地区活動で使える一分間スピーチ実習を行いました。実習の目的は、一分という時間を体感し、聞き手にとっての話し方を考え、啓発活動に生かすことです。

相互学習方式が取られたので先生役はおらず、ゲーム感覚で楽しみながら進められました。スピーカーは原稿を用意し、一分間プラスマイナス五秒でスピーチをします。六五秒経つと打ち切られます。参加者が論評しますが、良かった点をほめるのが重要で、積み重ねが自信につながるとされました。スピーチの上達のためには、どこを直したらよいかの見当をつけることが必要で、チェック項目（適切な準備がなされていたか、はっきりとよく聞こえるように話したか、導入部で聴衆をひきつけていたかなど）のすべてをいっぺんに習得することは不可能であること、場数を踏んで徐々に習得することが必要であることと同時に、聞くことの難しさと大切さを学びました。

また、一分間スピーチの応用として、三分、六分、十二分スピーチへチャレンジする、スピーチ原

稿を広報紙のエッセイなどに活用する、地域の会合で積極的にスピーチを行う、決議文などの原稿をメンバーで推敲することなどを学びました。

明推協委員のエッセイ

山口県

山口県選管のホームページには、「明推協委員のエッセイ」というコラムがあります。県明推協委員や市区町村明推協の会長さんなどが、明推協活動への思い、日ごろの活動の中で感じたことなどを書かれています。タイトルを抜粋しますと、「楽しく学ばなくちゃ！」「編集の窓から」「クイズで広報誌をホットに」「町内会の政治から出発しよう」「身近なところから」「わがまちの選挙啓発活動」中学生参加の選挙啓発活動」などなど。最新のエッセイは、二九歳の萩市明い選挙推進協議会委員 藤井一美さんの「イマドキの若者へ」。ホームページに明推協委員のコラムが掲載されているのは、おそらく山口県だけでは？ぜひ御一読ください。

絵本・リンカーン

《第5回》

南北戦争(ゲティスバーグ演説)

イラスト:東 芳純

Abraham Lincoln

リンカーンが当選すると
南部の一部は連邦から脱退し、
1861年2月にアメリカ連合国を設立した。

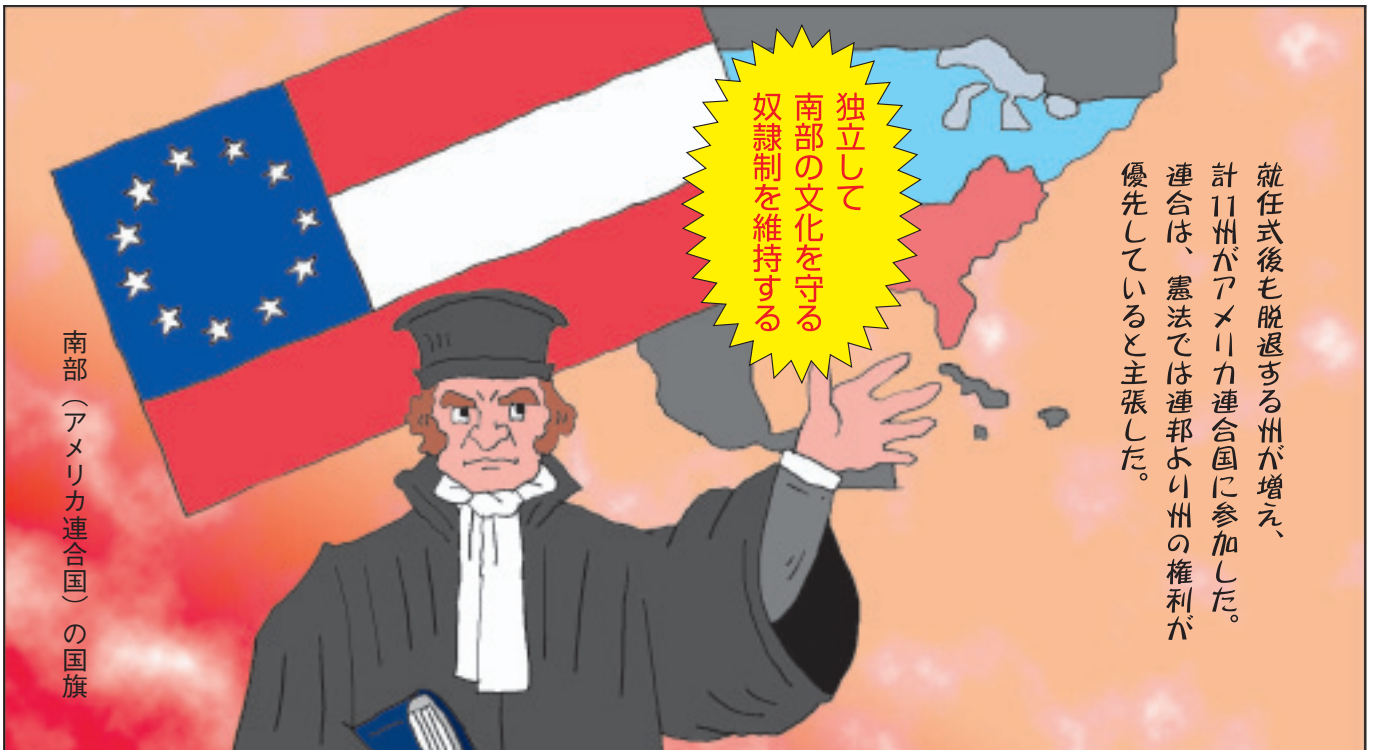


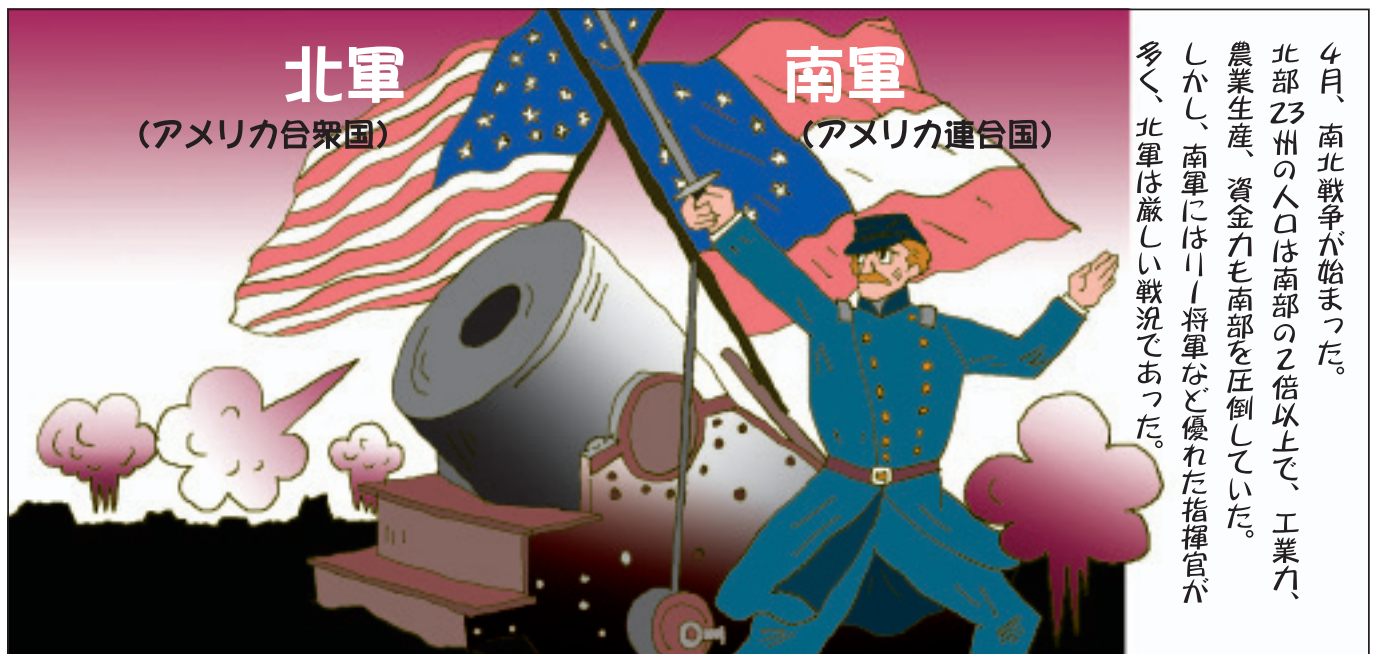
3月、リンカーンは大統領に就任した。
就任式で、長年の政敵ダグラス上院議員が
傍らに寄り添った。
連邦維持のためリンカーンを支持したのである。

就任式後も脱退する州が増え、
計11州がアメリカ連合国に参加した。
連合は、憲法では連邦より州の権利が
優先していると主張した。

独立して
南部の文化を守る
奴隷制を維持する

南部(アメリカ連合国)の国旗





激戦が続いたが、ゲティスバーグの戦いに
北軍が勝利したことにより転機を迎えた。

4年間の 過酷な戦いの末、 北軍が勝利

戦争は約4年間に及び、戦死者は60万人を超えた。
第2次世界大戦でのアメリカ軍の戦死者は約40万人である。
いかに過酷な戦争であったかがわかる。



リンカーンはゲティスバーグの追悼式で、
歴史に残るような演説を行った。

人民の
ための
政府

People!

「自由と平等のために戦った彼らの死を
無駄にしないために、われわれはその事業を
引き継がなければならぬ。
この国に新たな自由を誕生させ、そして
人民の、人民による、人民のための政府を
滅ぼさないために」

